

令和7年6月定例会 自然再生・循環社会対策特別委員会の概要

日時 令和7年6月30日（月） 開会 午前10時
閉会 午前11時38分

場所 第5委員会室

出席委員 内沼博史委員長
柿沼貴志副委員長
渡辺聡一郎委員、林薫委員、千葉達也委員、藤井健志委員、武内政文委員、
神尾高善委員、野本怜子委員、町田皇介委員、萩原一寿委員、石川忠義委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部]
堀口幸生環境部長、竹内康樹環境部副部長、山井毅環境未来局長
鈴木健一環境政策課長、佐藤正太温暖化対策課長、堀口郁子水環境課長
高橋和宏みどり自然課長

[企画財政部]
赤沼知真土地水政策課長

[農林部]
宇野彰農業支援課副課長、阿部徹森づくり課長、西澤徳一郎農村整備課長

[県土整備部]
佐保貴之河川環境課副課長

[下水道局]
関根和則下水道事業課副課長

会議に付した事件

自然環境の保全・再生について

渡辺委員

- 1 希少野生動植物の保護対策についてであるが、レッドデータブック改訂ということであるが、やっぱり外来種によるこの生態系への影響というのが大変問題になっていると思うが、県内での影響はどのようになっているか。また、次期策定に向けてその対策というのはどういう方向性か。
- 2 「2 野生鳥獣対策」のところツキノワグマであるが、ツキノワグマは人的な被害もあってそういった被害防止が必要であるが、先ほどお話あったとおり、ツキノワグマ、レッドデータブックに載っているの、やっぱり個体を維持するという取組ももちろん両立が必要だと思うが、そういった森への放獣とか、そういった取組についてはどのように行われているのか。
- 3 河川環境の保全で、河川水質の現状で、令和2年度95%から令和3年度86%に下がったり、令和5年度また91%に下がったりばらつきがあるが、この令和3年度、令和5年度達成率が減少した理由は何か。
- 4 PFOS・PFOAで川越の値が高くなっている理由を今調査しているということであるが、現状ではその理由は判明していないということなのか。

みどり自然課長

- 1 外来種の影響については、やはり在来種の捕食とか、在来種のエサの捕り合いによる競合、また類似した在来種等を交雑して雑種を作るなど、遺伝的な攪乱の影響があり、生態系には大きな影響があるというふうに考えており、県内でもそうした状況が今のところは広がっているような状況がある。対策の方向性については、外来種については、侵入状況等について、県の方で毎年把握して市町村等と情報共有するとともに、ある程度一定地域の生息定着が認められているようなものに関しては、県として対策、個別の種に応じた事業対策計画を策定するなどして、重点的な対策をとるといような方向性で取り組んでいるところである。
- 2 クマの放獣については、これまで基本的には放獣をするということで、放獣をすると、そのクマがまたやはり近くの民家、そういったところに来て被害を及ぼす可能性があるということもあるので、基本的には放獣ということとはとらず、捕獲されたクマについては、一定の捕獲、殺処分等の処置をとっているというのが現状である。ただ、基本的には埼玉県においては、ツキノワグマについては保護する対象としているので、そうした対応を行っている事例は、年間20件弱ということだから数としてはそう多くない。しかも、そのところについては、人に危害を及ぼす可能性があり、どうしてもやむを得ない場合に限るとしている。

水環境課長

- 3 こちらの方については、令和3年度及び令和5年度の降水量が、例年の85%であった。そのため、河川の水量が減少し、河川の汚れを希釈する効果が薄れたことが要因と考えている。
- 4 令和5年度に久保川においてPFOS・PFOAが暫定指針値を超過したことを受けて、久保川の流域にある狭山市とか川越市の方が連携して、その後原因特定のための追加調査の方を実施している。その結果、不老川では超過は見られず、久保川の方で最大200ナノグラム／リットル程度の値が検出されたところである。引き続き、今原因究

明のため、狭山市が久保川に流入する可能性のある地下水等の水質調査を継続しているところである。県の方としては、環境科学国際センターの知見の提供などをはじめとして、技術的な助言を行いながら、関係市と連携しながら対応しているところである。

渡辺委員

- 1 この外来種の対策で、やっているということであるが、やっぱりこの外来種対策、県民にもやっぱり伝えて、広げないということも大事なのかなというふうに考えている。やっぱり、そもそもこのレッドデータブックの存在とか内容、余り一般的には知られていないのではないかなと思うので、こういった生物多様性とか保全への意識を高めるためにもレッドデータブックとかそういったところの普及周知が必要かなと思うが、その辺りどう取り組んでいくのか。
- 2 ツキノワグマで基本的には捕獲とかということであるが、やっぱり放獣について難しいと思うが、やっぱり専門家とか場所の確保が必要だと思うが、人間の怖さを覚えさせて学習放獣させるという取組も、他県とかではやっているが、そういったことを研究していったりというのは行われているのか。

みどり自然課長

- 1 正に指摘のとおりで、我々もそのような考えを持っている。特に、外来種については、基本的には捕獲駆除、極力していく方向だということで、行政だけでは十分な対応ができないので、この辺については県のホームページのみならず、できる限りの方法を使って、幅広く県民の方に県内の外来種の状況については伝えるよう、今後も努めていく。
- 2 埼玉県においては、これまで実際のところ山間部の県と比べて、クマの生息数がさほど多くないという状況もあって、先ほどの学習させるための試験的な放獣、こういったところの検討についてはされてこなかったところである。今後、今年度行う生息状況を踏まえて、今後の対策を検討していくので、その中で専門家も交えながら、こうした委員の意見についても研究検討していく。

野本委員

- 1 希少野生動物種の保護対策であるが、レッドデータブックを改訂予定ということであるが、改めて、このレッドデータブックを作成している意義についてどう捉えているのか。
- 2 今回13年ぶりに改定ということであるが、気候変動の影響などが動植物にも見られているのか。
- 3 生活排水対策についてであるが、浄化槽は全県で約470,000基あると思うが、単独処理浄化槽がそのうち約220,000基ということで、環境への負荷や影響についてはどう捉えているのか。
- 4 公共浄化槽は13市町で導入されているが、公共浄化槽の方が、やはり個人負担も少なく、非常に進めやすいのかなとは思っているが、今後この公共浄化槽をどのように県内で進めていくのか。
- 5 11条法定検査の受検率は、知事と市町村名による通知をしたところ、非常に大きな効果があるということである。一般質問でも、このやり方を今後拡大していくということであったと思うが、昨年度は7市町村までしか通知を出していないということで、残り権限移譲されていない市町村、まだ31あるということなので、31の方まで拡大していくのか、どのように拡大していくのか。

- 6 PFOS・PFOAであるが、令和5年度公共用水域水質測定結果及び地下水質測定結果が4月末に環境省より公表されている。埼玉県はPFOS・PFOAのこの合算である指針値50ナノグラムを超えた地点は2点ということも多くはないと思うが、この監視地点はどのように決めているのか。

みどり自然課長

- 1 県でレッドデータブックを作成・公表することについては、県政のみならず、市町村、県民一般、県内企業等においても、県内の生物多様性の現状を理解し、貴重な自然の状況についての方策を役立てていただくということで、各種団体、あるいは県民まで皆さんが、それぞれ対策に役立てていただくために作成しているものというふうに意義を捉えている。
- 2 県のレッドデータブックでは、希少種に影響する要因として何点か指摘をされている。例えば、盗掘や雑木林の管理放棄、あるいは河川水質の環境変化、またシカの食害による森林被害などが挙げられている。また、国の研究機関の報告では、過疎と温暖化の進行がシカの分布拡大を促進しているというような指摘もある。ニホンジカの死亡率については、幼獣で40%前後とされているが、特に、積雪がある冬期に一定数が死亡するというとされているが、近年の温暖化により、冬季の死亡率が低下していると見られて、シカの生息分布の拡大が懸念されているところである。こうしたニホンジカの生存率の向上が、森林植生とそれに関連する希少野生動植物の生育や生息に相当の影響を与えるものというふうに考えているところである。

水環境課長

- 3 単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽から流れる汚水と比較して、川に流れる汚れが約8倍あるというふうに言われている。そのため、県としても、単独処理浄化槽をお使いの方については、是非下水道へおつなぎいただく、又は合併処理浄化槽の方へ転換いただくというようなことでお勧めして進めているところである。
- 4 公共浄化槽についても、市町村が管理をしていくというところがあるので、環境の保全のためには大変良い取組だと考えている。一方で、昨年度も一部であるが市町村の方に公共浄化槽についてヒアリングなどを行っている。やはり、条例の制定とか若しくは自分たちで管理をしていくところで、一定程度の事務的な負担があるというようなことでお伺いしているところである。引き続き、県の方としても、市町村の状況を確認をしながら進めていきたいと考えている。
- 5 委員がおっしゃるとおり、令和5年度、6年度と受検勧奨通知を行った結果、事業者による通知と比較して、8倍の反響があったということが分かった。そのため、県が指導権限を有している31市町村、そちらの方についても、通知に必要な浄化槽台帳というところの準備が整った市町村から、順次、市町村の方と連携をしながら拡大をして通知していきたいと考えている。
- 6 調査地点については、飲用水など利用がある地点など、県内を効果的に把握できるように国の方が通知を出しているのが、そちらの方にに基づき決めている。あわせて、指針値の超過を確認した場合は、適宜調査地点を追加しながら実施しているところである。

野本委員

- 1 単独から合併への転換には、補助金が出るとはいえ、500,000円ほどかかると

いうことで負担が大きく、それもあって、昨年度の決算状況だと１億７，０００万ほど予算を取っていても７，０００万円ほど残ってしまう、執行残があったと聞いている。このような状況を踏まえて、今後どのように合併浄化槽への転換を進めていくのか。

- 2 公共浄化槽の件であるが、やはり市町村の事務負担が大きいということで聞いているということであったが、例えば、民間の力を借りたＰＦＩの方向性についてなどは検討されているのか。
- 3 ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡであるが、やはり私の地元であるさいたま市浦和区で、基準の３６０倍のＰＦＡＳが検出されたという件があったが、こちらは地下水であった。地下水と河川だと、やはりその検出される値の傾向も、ちょっと違うのかなというふうに捉えているが、生活に与える影響も違うということで、その地下水と河川の違いについてはどのようにお考えなのか。

水環境課長

- 1 私ども、やはり合併処理浄化槽のところについての負担が大きいところはお伺いをしており、そのために市町村が補助を出すところに対して、県の方で上乘せで今、補助金の方を出させていただいている状況である。一方、生活排水処理率が先ほど９４％まで進捗しているということで報告させていただいたところであるが、順次ここまで生活排水処理率の方が伸びてきている状況の中で、昨年の令和７年の３月に全市町村に合併処理浄化槽への転換が進まない理由を照会させていただいたところ、高齢化など導入への意欲がないと回答されたのが３８市町村、設置費用など経済的に理由と回答したのが２５市町村、その他狭小地や排水先がないなど、技術的な理由を回答したのが８市町村であった。一方、今後もやはり当初答弁させていただいたとおり、単独処理浄化槽から河川に流れるところの川の汚れの負荷は大きいと考えているので、今年度補助事業のところは見直しをするというところであるが、引き続き委員の意見を踏まえながら検討していきたい。
- 2 県内で、嵐山町においてＰＦＩの方を採用して公共浄化槽の方を運営しているような事例がある。これまでも、県内の市町村の会議などで、そのような事例などを紹介させていただいているところであるが、例えば、全国的にも事例などがあれば、そのようなことも踏まえながら、調査研究などをしながら展開できるかどうか、また案内などを検討していきたい。
- 3 まず、河川の方については、やはり県内河川から取水をして水道事業体が、水道として送水しているというような状況があるので、そちらの方についての値というのは、県内において大きく影響があるのかなと考えている。また、地下水のところについては、地下水を直接飲用として飲まれている県民の方もいるというところである。そこに違いがあると考えている。引き続き、どちらにしても指針値を超えた場合、飲用に注意していただく必要があるかと思っているので、丁寧に周知の方を図っていきたいと考えている。

武内委員

- 1 引き続きみたいな感じになるが、浄化槽の受検率の関係である。全国に比べて半分以下の受検率であるが、これなぜかというのが、まず最初に。基本、私の考え方としては、実は私もきちんと毎年受検をしている一人であるが、感じるのは、非常に負担が大きいというのはある。５、６万円する。一度に清掃したときに。やはり支払も通常、公共下水道であると、２か月に一度とか、そういう支払方法で、その負担感が非常に今、一度

に5、6万円払うというのが、恐らく現実的に非常に負担になっているかなというふうに一つ感じている。この辺は、要するに管理事業者の方の問題であるが、なかなかその辺の指導というか、良い方法を県の方でできないのか。

- 2 受検率低いのは、その把握をする部分も台帳の話もあったが、それは一つあるかと思うが、浄化槽法も厳格にやはり、それを施行することになると、その指導、あるいは勧告、場合によっては措置命令というものを出して、300,000円の過料まである。この辺をちょっと何というか、もう少し厳格に適用してやらないとなかなか進まないのではないかなというふうな感じがする。その辺どうか、答弁お願いします。

水環境課長

- 1 受検率が全国に比べて半分程度となっているところの理由であるが、本県の浄化槽の設置基数が470,000基ということで、全国で2番目に多い状況である。このように、浄化槽の数が多いため、法定検査を受検する必要について、周知が十分に行き届いていないことが、受検率が低い要因と考えている。また、負担が大きくて一度に支払うというところについて県としての関わりであるが、まず、今回のところの維持管理、保守点検と清掃と法定検査については、民間がやっている事業であるので、なかなかどういうふうに県が関われるかというところは、難しいところはあるかなと考えているが、一方、県内の中には、例えば、一括契約とかいうことで業界が関与しながら、この三つの管理に対して一括的に契約をやるような制度も試み的にやっているところがある。そのようなところで、例えば、今委員から指摘を受けたようなところも少し課題として捉えさせていただいて、検討をさせていただくこともできるかなと考えている。
- 2 まずは、先ほど答弁させていただいたとおり、県内まだまだ、この11条検査について、周知が行き届いてないというところが課題と感じている。まず、私ども未受検者に対して、行政処分とか罰則が適用される場合があるということも含めて、きちんと改めて周知の方をさせていただきたいと考えている。なお、繰り返し、やはり指導に従わないなど悪質な場合などは、行政処分なども視野に入れながら進めていきたいと思う。

武内委員

- 1 やはり、負担の部分はなかなか確か民間の部分で難しいが、先ほど言われたような一括契約とかそういう中で、何かやはり、その方法を考えていただければと思うが、どうか。
- 2 基数が多いということは確かにあるが、やはり通知も含めて、ちょっと厳しい言い方であるが、やはりそういう受検をしないと不利益というか、そういうものもあるということをしきんとやっぱり周知していくべきだと思うがどうか。

水環境課長

- 1 浄化槽管理者の方が維持管理のところについて負担が大きいところについては、私どもの方、法定協議会というのもあるので、そういうような機会を捉えながら、課題として捉えさせていただいて検討して進めていく。
- 2 行政処分のところについても、今年度も、未受検者に対して通知の方を行っていく。そちらの方に、行政処分とか罰則があるということをしきんと書かせていただいて、まずはきちんとそのことも含めて周知の方をさせていただく。あわせて繰り返しであるが、悪質な場合とかについては、行政処分なんかも含めながら視野に入れながら対応の方を進めていく。

林委員

- 1 資料１－２、野生鳥獣対策に関してである。１としてニホンジカが挙げられている。グラフ数値を拝見したところ、毎年４，０００頭以上捕獲するというので、４年間連続で達成されているようだが、折れ線グラフの推定個体数の方であるが、現時点で１２，９１８頭、令和８年、もう来年であるが、目標生息頭数が４，９００頭となっていて、これが達成できるのか。
- 2 今、武内委員が質問されたことを受けてであるが、台帳のところである。浄化槽台帳の充実というのが資料２の左の一番下にあるが、この台帳というのは、充実というのは何を指しているのか、現状をどのようになっている、どういうふうに充実していくのか、維持管理データとの連携とあるが、具体的にはどのようなデータをどのように連携していくのかというのを詳しく教えていただければと思う。
- 3 資料２の最後５、八潮市道路陥没事故を踏まえたというところであるが、書いていたとおりにかと思うが、もう少し具体的に教えていただければなと。実施するとか検討を進めるということであるが、もちろん進めていただきたいが、具体的にはどのようなことなのか、またスケジュール感みたいのをどのようにお考えなのか。あんまり、のんびり考える問題ではないのではないかなというふうに思うが。

みどり自然課長

- 1 ニホンジカについては、委員指摘のとおり、これまで４，０００頭以上の捕獲ペース、ということを持続しておったところであるが、実は最近、最新の生息状況調査において、この推定生息数が、かなり上振れしているという状況が確認された。そういったことがあり、令和８年度末の目標達成については、今のところかなり厳しい状況になっているというふうに認識しているところである。

水環境課長

- 2 まず、現状であるが、浄化槽台帳と維持管理データということで、保守点検とか清掃とか法定検査のデータのことも指している。そちらの方のデータを連携させることについては、令和３年度にデータ連携システムというのを整備をさせていただき、順次法定検査、保守点検、清掃情報について民間業者様から情報の方を頂いて、その台帳の方に取り組むというような仕組みの方を整えさせていただいたところである。保守点検業者、清掃業者様、現場からスマートフォンでポチッと押していただくと、点検結果を報告できるようなシステムも併せ持っており、好評もいただいているものである。今後であるが、この維持管理データの方を活用しながら、単独処理浄化槽を使用している方への転換への働き掛けとか、また、法定検査を実施していない方へ受検通知の効果的な実施など、浄化槽の適正管理の方を推進していきたいと思う。

下水道事業課副課長

- 3 まず、ＢＣＰについては、今年度、関係機関へのヒアリング等行いながら、課題の整理等を行って、その結果を踏まえて改定を行っていきたいと考えている。また、図上訓練については、来年度から組み込めるように準備を進めていきたいと現在考えている。具体的にＢＣＰの内容であるが、今回緊急放流を行うに当たり、下水を薄めて、そして消毒して放流したというような流れをとっている。その部分について、様々な関係機関と打合せをしながら進めてきたというところがあるので、そういったノウハウを、しっかりと訓練の中に取り込みながら進めていききたいというふうに考えている。続いて、

管路二条化についてである。埼玉県全体で申し上げますと、都道府県が管理する広域的な下水道システムである流域下水道施設においては、これまで内径３メートル以上の下水道管の本格的な更新が行われた実績はなかった。このため、更新の手法についても現在確立していない状況である。このため、今後の流域下水道の適切な整備管理に向けて、特に大口径の下水道管の更新手法の確立は、我が国にとって喫緊の課題であって、国において、主体的に検討を進めていただけるよう働き掛けを行っているところである。その結果を踏まえて、県内の流域下水道での抜本的な対策について、具体的な検討を進めていきたいと考えている。また、今回の道路陥没事故が発生した箇所においては、破損した下水道管の仮復旧完了後に抜本的な対策として、複線化の工事に入ることを検討している。これについては、完成まで５年から７年程度時間がかかる見込みとなっている。

林委員

- 1 ニホンジカについてであるが、目標達成は厳しいということであるが、ではなぜ、どのような理由で令和８年の目標４，９００頭としたのか、何か理由があってそのようにしたと思うので、その理由は何なのか。
- 2 それを踏まえて、現状目標達成は厳しいということであるが、では対策はどのように強化していくのか。
- 3 台帳の件であるが、システムを導入されるということだったが、現状２４％しか受検されていないということである。先にもお答えいただいたが、そのシステムで全てを網羅できるようにされるというふうに僕は理解したが、そのところをまた教えていただければというふうに思う。

みどり自然課長

- 1 ニホンジカの令和８年度末の目標値については、国の方で全国的な考え方を示している。というのも、これまで農林業等への被害がさほど大きくなかった平成２３年度における生息数、これの半減を目指していこうというような国の方でガイドラインが示されている。これに準じて、本県においても、平成２３年度の生息数の半減を目指すということで設定をしている。その数が今回４，９００頭余りということになっている。なので、この倍の数が平成２３年度のときにいたというようなことになる。
- 2 目標数を達成するためには、今まで以上に高い捕獲目標、これを定めて対策強化をしていく必要があるというふうに我々も認識している。ニホンジカについては、生息数が減少する一方、生息数が減れば減るほど、１頭当たりの捕獲難度がだんだん高まってきており、捕獲することが従来の取組ではなかなか難しくなっているというような状況もある。特にニホンジカについては、標高の高い生息域に逃げていると、生息域を拡大しているというような調査結果のデータもある。県の方では、そういったなかなかシカの捕獲が難しい高標高エリアとか、そういったところの対策をより強化するなど、より良い、ニホンジカを効率的、効果的に捕獲できるような対策の強化についても、現在検討しているところである。また、有害鳥獣捕獲を担っているのが市町村であるので、市町村にも今後の捕獲の対策の強化についても意見を聞きながら検討していきたいと考えている。

水環境課長

- 3 こちらの台帳システムの方であるが、現在県内にある浄化槽がどこにあるのかという所在情報、こちらの方に法定検査を受けている受けていないというような情報を取り入

れることにより、どこの浄化槽が法定検査を受けていないかということが明らかになっていく。そちらの方の未受検の浄化槽管理者に対して、今後、市町村と連携をしながら受検勧奨通知の方を行っていきたいと思う。なお、県に指導権限があるのが県内31市町村となっている。残りの32市町村についても、このような効果的な通知方法とか、また浄化槽台帳の活用の仕方など、そのような情報を展開しながら、全県の方に展開していきたいと考えている。

林委員。

しつこいが、ニホンジカの件で、私がこの問題に初めて触れたのは、猟友会さんがいて、自分たちもやっているというようなこととお聞きして、問題意識として持っているが、今ちょっと話に出てこなかったが、猟友会さんたちにも、協力をお願いする必要があるのではないかなというところであるが、あと、お願いするに当たってインセンティブというか。

委員長

ちょっと関連してないから、猟友会は。質問していないので。

千葉委員

- 1 今、林委員の方からもニホンジカのことがあったが、イノシシの方も実際には目標生息頭数が推定個体数と、かい離があるような気がするが、これも年間捕獲目標は達成しているが、目標に生息頭数が達成することができるのかどうか。
- 2 前回の質問で、渡良瀬遊水地のイノシシの質問のときに、イノシシの個体分析調査を委託するという名目で、捕獲1頭当たり3,520円が支払われているというふうな回答いただいたが、今回イノシシとニホンジカについてであるが、捕獲に対する現時点での予算について、また、年間捕獲目標と目標生息頭数を達成するためには、どの程度の予算を推定しているのか。

みどり自然課長

- 1 イノシシに関する最新の生息状況調査によると、イノシシについては捕獲頭数は年々増加しているという状況である。現在の年間目標数を維持していけば、今後推定個体数は減少に転じ、令和8年度の推定個体数の目標は、イノシシについては達成できる見込みというふうに考えている。
- 2 イノシシの捕獲の関連予算については、市町村の有害鳥獣捕獲を促進支援するため、委員指摘のとおり、個体分析調査に関する予算を確保している。個体分析調査についての予算は、今年度については、1頭当たり3,520円掛ける1,580頭分ということで、目標数を少し上回る数を確保しており、金額としては約550万円ほどの個体分析調査の予算を確保しているところである。現状においては、既定の予算でイノシシの有害鳥獣捕獲を進めていけば、目標達成の見込みになっているということであるので、予算規模については基本的には現状のところで確保していきたいという考えである。

千葉委員

その中で、ニホンジカの方については、捕獲1頭当たりのお金というのは発生しないのか。

みどり自然課長

ニホンジカについても、個体分析調査についてはイノシシと同様に行っている。ほぼ同様な金額を予算の方確保しており、市町村の方に個体分析調査に対する支払支援ということで行っているところである。

石川委員

- 1 初めに、希少野生動植物の保護対策についてである。レッドデータブック植物編の改訂まで13年もかかってしまったということで、ムナジモが復活したり、良いこともある反面、183種類が指標が悪化してしまっている。この対策をどのようにとっていくか。
- 2 シラコバトについてである。こども動物自然公園内の飼育舎を作る予定であったが、令和6年度はいろいろ事情があって作れなくて繰越しされている。今年度には完成する予定ということでよいのか。
- 3 シラコバトの保護計画についてである。これもどんどん数が減っているにもかかわらず、11年間保護計画の再策定ができていない状況が続いている。今年度中にできるということでよいのか。
- 4 河川環境の保全ということで先ほど来議論があったが、単独浄化槽の多い市町村について、県が公表しているデータでも地域差がかなりある。川口とか春日部、上尾、越谷、三郷とか、合併処理浄化槽よりも群を抜いて単独浄化槽の方が多い市があるが、こういった地域には、特に何というか重点的に呼び掛けたりとか、どのように対策をとられていくのか。
- 5 受検率についてである。受検率についても各市町で大きな差がある。受検率が高いところもあれば、単独と合併の全部を対象にすると10%を切っているようなところも幾つかある。6年度に受検通知を7市町にしたということであるが、それは受検率が低かった市町なのか確認したいので、7市町について教えていただきたい。
- 6 受検率が低い原因についてどのように考えているか。今、台帳とかいろいろ課題をおっしゃったが、かつて、指定採水員の不足とかどちらかというと検査する側の体制の課題もあったかというふうに記憶しているが、これが原因について、どのように捉えているのか。

みどり自然課長

- 1 埼玉県においては、専門家で構成している埼玉県希少野生動植物種検討委員会というのがある。こちらの委員会のところで、レッドリストで状況が悪化した種の状況について意見照会を行った上で、県内希少野生動植物種、保護種、こちらの指定するものがあるのかどうか、こういったことを検討し、指定が必要と判断された場合は、今後保護事業計画の策定等を行い、保護を進めていくといった考え方である。
- 2 シラコバト舎については、昨年から今年度にかけて工事の方を延期したところであるが、現在発注事務の手続きをとっておるところで、今年度中に完成する見込みということで事務を進めている。
- 3 今年度シラコバトの保護計画についても、こちらの方の専門家検討委員会の方も精力的に開催する予定である。これまで様々な意見を頂いているところであるが、そういった意見を集約調整して、今年度中に保護計画を策定できるよう、現在取り組んでいるところである。

水環境課長

- 4 まず、私どもこの生活排水処理率について全県的に大きな差があるということは認識しているところである。こちらの方については、例えば、今年度、合併処理浄化槽転換補助事業において転換補助をするに当たって、各市町村がどのような計画を立てて、例えば、戸別訪問するのかとか、周知をするのかというような計画を立てていただいている。その計画に見合ったところについて、私どもの方は補助をさせていただいているという状況である。引き続き、この事業の方が今年度で終了になっているところがあるので、今、頂いた委員の意見を踏まえて、私どもの方、また検討させていただければと思う。
- 5 まず、県内で受検率が高いところについては、例えば、公共浄化槽整備されているとか、受検勧奨通知をやっているとか、戸別訪問やってらっしゃる、又は組合を作ってこちらの方に関係業者さんとか、市民の方が入って、そこで受検、維持管理を一括して管理をされているなど、様々な取組をされているということが要因と考えている。今県内で、市町村によって受検率に偏在性が出ているところがあるので、なるべくこの偏在性を解消していく方向で対応していきたいと思う。令和6年度法定検査の受検勧奨通知を行った7市町である。所沢市、春日部市、羽生市、上尾市、桶川市、川島町、杉戸町の7市町になっており、こちらの方については、浄化槽台帳の方が整備されており、市町村が連携いただけるというところから、今まずは取組の方を開始させていただいているところである。委員からの意見も踏まえて、今年度はなるべく、この受検率の偏在性が解消するように、声掛ける市町村を選定をさせていきたいと思っている。
- 6 こちらの方の法定検査受検率向上に向けて様々な課題があると認識している。昨年度、法定協議会において、受検率向上に向けた様々な取組について、一つ一つ項目を立てながら、課題と今後の対応について、整理の方をさせていただいているところである。指定採水員については、例えば、新たに事務の方が発生するとか、費用の方がなかなか合わないとかそのような御意見を頂いているところである。引き続き今年度も、指定採水員のところについては、法定協議会でもって課題について整理をしていきたいと思っている。

石川委員

- 1 浄化槽のところからである。今答弁いただいた、県がまだ権限持っているが、例えば、受検率であるが、富士見市なんて2.6%で著しく低いままになっていたりとか、高いところだと45%を超えているようなところもあるが、やっぱり地域の偏在性が出ていて集中的に低いところに力を入れることによって、全体もこう上がってくるのではないかと思う。その辺について、もう一度考えをお聞かせいただきたい。
- 2 希少野生動植物保護対策についてである。先ほど、レッドデータブック植物編の部分で183種類について保護をしていくとおっしゃっているが、それは当たり前だと思う。減少しているので。だから、そのために調査をして、何がどういう状況にあるのかをまず把握したわけである。まず、把握をして、これをどういうふうに守っていくかだと思う。そのために調査している、単に保護するではなくて、調査した県はどうやって保護を進めていくのか。

水環境課長

- 1 県内、確かに富士見市とか大変受検率が低いところの市町村がある。この中には、やはり県にまだ指導権限を持っているところもある。まずは、こちらの方の市の方に、県

の方から声掛けの方をさせていただきながら、市町村の連携を御協力をいただきながら、受検勧奨通知を進めるなど、検討していきたいと思う。また、県に指導権限を持ってないところについても、今回のこの受検勧奨通知など効果的だということを含めて、県内の権限を持っていない市町村に対しても、周知の方を図っていききたいと思う。

みどり自然課長

2 指標悪化した種については、委員指摘のとおり100種を超える種がある。これらについては、レッドリストの中での変動の状況というのかなり異なる。例えば、第2種というもののから準期絶滅種になったものとか、あるいは、かなり厳しい、もう野生絶滅になったものとか、そういったものもある。基本的には、指標の悪化ということはあるが、その悪化の中身、状況について、まず専門家の検討委員会の方に、よく意見を頂いた上で、先ほどの答弁と重なってしまうが、県内の希少野生動植物種への指定について、具体的に県として検討すること。それと指定が必要と判断された場合は、個別の種についての保護事業計画を策定するなど、こうしたことでかなり相当絶滅の危機の度合いが高い種については、個別の対応を取ってくというような考えである。

石川委員

これから積極的に指定し、検討委員会の議論を踏まえて積極的にしていくという姿勢は分かる。それぞれについて、ただそこまでではないが、数値が悪化したものについて100以上のものがある。全体でいうと183種類であるが、これをどうやって保護していくか。これ予特のときにも議論になったが、レッドデータブックを作ったときに市町村にも協力を呼び掛けている。市町村も大体のところは把握しているので、地元の市町村や市民団体とどうやって協力していくのだということでも伺っている。今年度から新たに企業とか、市町村に補助を出して、一緒に希少野生動植物を守っていくという制度ができたではないか。事業が始まった。ただ、にもかかわらず、ほとんどの市町村がクビアカツヤカミキリの駆除ということで意見を申し出てきていて、どちらかというと希少種の保護というよりも外来種の駆除が、街路樹の害虫の駆除の方に目が行きがち。そうではなくて、県としては市町村には、もうちょっと希少種の保護について、レッドデータブックの調査の中で明らかになったものについては、特に保護を進めるように市町村と連携をしていくべきではないか。

みどり自然課長

正に委員指摘のとおり、今質問があったようなことを最初に答弁すればよかったのかなというふうに思うが、本年度、市町村や企業、こういったところが生物多様性の保全、ネイチャーポジティブの推進に取り組むための支援制度、こういったものを新たに立ち上げている。こういった中で、もちろん取組の趣旨としては、地域固有の希少種、こういった地域シンボル種などについても積極的に地域で連携しながら保全を進めてほしいということでの支援事業を設けている。市町村へのいろいろ説明とか働き掛け、こうしたものも行っているが、更にこうした取組も強めて、市町村や企業が連携をして、地域の固有種、希少種について保全の取組を進めていただけるよう、県としても積極的に働き掛けていきたいと考えている。

萩原委員

1 一般質問でも、ちょっと採り上げた八潮の道路陥没事故に関して、林委員からも質疑

あったが、ちょっと関連も含めてさせていただく。先ほどの林委員の質疑の中で、この管路二条化について、国への働き掛けというふうな話が答弁であった。これちょっと具体的にどのような働き掛けを進めているのか。

- 2 この図の方で、この管路の多重化ということでお示しいただいたが、この貯留施設による一時貯留、こちら辺も含めたシステムについて、具体的にちょっと教えていただきたいと思う。
- 3 今回の事故で大きな環境の問題が発生をしたということで、この下水道インフラの本当に大きな課題が突きつけられたというふうに思うが、ずっと私の地元川口でも、この下水道の広域化ということを進めてきた中で、維持管理については、どこまでこれがそのことを計画的に進めてきたのかという、こういう問題になったかなというふうに思っている。その上で、もちろん国への働き掛け、先ほど二条化のことについても、本当に莫大な予算がかかるわけで、国の支援なしには、もちろんできない話ではあるが、その一方で、全県的にまた長期的な視点で見た場合に、やはり浄化槽の理解についても、これは一定程度、やっぱり本当に考えていかなければいけない問題だというふうに思っているが、その点も含めてちょっと認識をお聞きしたいと思う。

下水道事業課副課長

- 1 まず、国への働き掛けについては、今回の事故を受けて、2月に国土交通大臣をはじめ関係各省の大臣の方に、知事の方が要望ということで挙げており、それを受けて、国の方でも国土強靱化中期計画等に、順次内容が反映されているというふうに理解している。
- 2 二条化については、今八潮の陥没事故現場の下流の方で、今既存の管路があり、そちらの改修工事を行うのに、そこに下水が大量に流れていて、なかなか改修工事が行えないということがあり、そこに並行して、新しい管路を設けて、下水を切り換えて、空になった方の管路を改修していくというようなことを進めているところである。それ以外にも、連絡管の設置というのがあり、連絡管というのは、既設の管路が二つの幹線が並行して通っているような場合に、途中を連絡管というものを使い、結んであげることによって、下水を切り換えられるような対応を進めて、それに伴って先ほどと同じように、一本の下水道管をなるべく水量を少なくして、更新をかけていくというようなことを考えているところである。あともう一つ、リダンダンシーで貯水という機能を設けることによって、例えば水槽を設けたりとか、管路の空き容量のところに、下水を一時的に溜めて、万が一下流で下水が詰まったときにでも、街中に下水があふれないようなそういった対応、これらをうまく組み合わせながら対応を進めていきたいというふうに考えている。

水環境課長

- 3 現在、埼玉県生活排水処理施設整備構想、これが期間が今年度までになっている。来年度以降に向けて今検討中であるが、今回の八潮の事故を踏まえて、老朽化が進む生活排水処理施設の維持管理や、また人口減少とか、そういうような社会情勢の変化などを踏まえて、新たな視点も導入しながら次期構想の方を検討していきたいと思う。

萩原委員

今回のこの二条化については、もう緊急的な対応というふうなところというふうに思っているが、もちろん国の予算というふうなところも踏まえて、同じような危険な箇所、県

内のこういうところについて、こういうような二条化に関してのお考えというのがあるのか。

下水道事業課副課長

現在の下水道管、我々の流域の方、県で管理している下水道の管路は439キロメートルある。このうち、新築又は改築を行った後30年以上経過している2,000ミリ以上の配管について、現在国の方からの話もあり、特別重点調査というのを進めている。このような大規模な管きょは、万が一八潮の道路陥没事故と同様な状況が起きたときには、社会に重大な影響を与えるというところで、こういった管路の調査を行い、こういったところが、今老朽化しているか、あるいは劣化しているのかというのを正確に把握に努めているところである。それと先ほどの国への要望活動に基づき、予算をしっかりと確保した上で、優先度を付けて緊急度の高いところから順次、対応の方を図っていきたいと考えているところである。

神尾委員

今回は質問しないと思ったけれど、今までの委員の皆さんの質問と答弁、これ聞いていて、本当にやる気があるのかなというような感じを受けた。部長、野生動植物の保護と管理、今日はそれで質疑応答しているが、ここで先ほども石川委員も言っていたが、データが決まって何で大事なら13年も放っておくのかなとか。それで今は、先ほどもシラコバト、今年、1舎新築すると、新しく建て替えるというようなことで、シラコバトが本当にこんなに減ってきたのなら、もう即対応して、そしてどんなことをしたら減らないように、保護できるのかというようなことは、もう随時すぐやらなければいけないのではないかと。それとあと、いろんなことについて、現場との問合せ、要するに県、市町村とのタッグを組みながら、現場では、ニホンジカとかイノシシ、これは職員がやらないと思う。大体、現場で猟友会とかそういう方々をお願いすると思う。その気持ちを、県でこういうことをやるのだということを決めたならば、やはり市町村の担当呼んで、その現場の人も呼んで一括で同じ気持ちをそこでみんなで共有して、こういうことをしようということにならなかったら、渡すところどころで変わってしまう、気持ちが。だから、そういうことないように、この大事な希少植物、動物をちゃんと守っていこうと言うのであれば、そういう考え方にいかないと僕は絶対できないと思う。そこで、部長の今日のことを聞いていて、どう思われたか。

環境部長

まず、指摘に感謝する。強い、大きな戒めということで受け止めさせていただく。本日説明させていただいた、この野生生物の保護にしても、あるいはこの水質の保持にしても、いずれも生命に関わる重大な案件なので、間違ってもスピード感がないのではないかとか、しっかりやってないのではないかとというような疑念を持たれることがないよう、話にあった、まずは現場の皆様、それから関係する市町村関係者の方々と心をつなげてスピード感を持って対応させていただきたいと思う。

神尾委員

担当課長が悪いとかそういう問題ではない。今まで、こう考えてきたことをきちっと現場に下して、そして県一つの意見として、こういうことを実行していこうということを、皆さんで力を合わせてやっていただければ、埼玉県は、全国でも環境の良い埼玉県になる、

住みやすい環境ということになってくると思うので、是非対応してほしいと思う。(意見)